



監査基準委員会報告書800  
「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された  
財務諸表に対する監査」  
及び

監査基準委員会報告書805  
「個別の財務表又は財務諸表項目に対する監査」

公開草案の概要

日本公認会計士協会  
2014年2月18日

# 概要

- 2013年12月13日付で以下の公開草案を公表(コメント期限:2014年1月14日)
  - 監基報800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」
  - 監基報805「個別の財務表又は財務諸表項目に対する監査」
  - 関連するその他の監査基準委員会報告書の改正

		完全な一組の財務諸表		個別の財務表又は財務諸表項目	
		一般目的の 財務報告の 枠組み (注)	特別目的の 財務報告の 枠組み (注)	一般目的の 財務報告の 枠組み (注)	特別目的の 財務報告の 枠組み (注)
監基報 適用される	監基報 200-720, 900	○	○	○	○
	監基報 800	-	○	-	○
	監基報 805	-	-	○	○

(注) 適正表示の枠組み又は準拠性の枠組みのいずれも含む

# 具体例

---

## ■ 監基報800（特別目的の財務報告の枠組み）の適用例

- 契約書において定められている財務報告に関する取決め
- 規制当局の監督上の必要から定められた財務報告に関する規則等

## ■ 監基報805の適用例

- 個別の財務表
  - ✓ 貸借対照表
  - ✓ キャッシュ・フロー計算書
  - ✓ 資金収支計算書
  - ✓ 部門別収支計算書
- 財務諸表項目
  - ✓ 売掛金、棚卸資産、退職給付債務、識別した無形資産の計上額
  - ✓ 退職給付制度における外部拠出の年金資産及び関連損益の明細表
  - ✓ 有形固定資産の明細表
  - ✓ 海外子会社における出向者への日本国内における給与の支払額を記載した計算書
  - ✓ 売上高計算書

# 監基報800の公開草案

## 主な要求事項

---

### ■ 監査契約の締結における考慮事項

- 特別目的の財務報告の枠組みの受入可能性の判断(第7項)

### ■ 意見の形成と監査報告における考慮事項

- 適用される財務報告の枠組みについての記述
  - ✓ 財務諸表における記述の適切性(第11項)
  - ✓ 監査報告書における記述(第12項)
- 監査報告書における利用者に対する注意喚起
  - ✓ 特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成されており、他の目的には適合しないことがある旨(第13項)
  - ✓ 監査報告書の配布又は利用制限(第14項)

# 監基報805の公開草案

## 主な要求事項

---

### ■ 監査契約の締結における考慮事項

- 対象となる企業の完全な一組の財務諸表の監査を行わない場合（第6項）  
一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した、個別の財務表又は財務諸表項目等の監査の実行可能性の評価
- 財務報告の枠組みの受入可能性の判断（第7項）

### ■ 監査の計画と実施における考慮事項

- 関連する全ての監査実務指針の適用（第9項）

### ■ 意見の形成と監査報告における考慮事項

- 企業の完全な一組の財務諸表の監査に併せて、個別の財務表又は財務諸表項目に対する監査報告を行う場合（第11項から第16項）

# 監査報告書の文例①

- 個別の財務表である資金収支計算書に対する任意監査
- 災害義援金の収支結果を報告・開示するために、資金収支計算書の注記に記載した会計の基準(特別目的の財務報告の枠組み)に基づき作成
- 追加開示を要請する規定はない
- 資金提供者が閲覧することを予定しており、監査報告書の配布及び利用は制限されていない

## 独立監査人の監査報告書

---(途中略)---

### 監査意見

当監査法人は、上記の資金収支計算書が、すべての重要な点において、注記Xに記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

### 資金収支計算書の作成の基礎

注記Xに記載されているとおり、資金収支計算書は、〇〇に対する資金収支の結果について、資金提供者に報告・開示するために作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

---(以下略)---

## 監査報告書の文例②

- 匿名組合契約において定められている財務報告に関する取決め(特別目的の財務報告の枠組み)に基づいて作成された完全な一組の財務諸表に対する任意監査
- 匿名組合契約において、付すべき注記が指定されている
- 監査報告書の配布及び利用が制限されている

### 独立監査人の監査報告書

---(途中略)---

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、ABC合同会社と〇〇株式会社及び△△株式会社との間の平成X年X月X日付けの匿名組合契約第X条に定められている財務報告に関する取決めに基づいて財務諸表を作成することにある。---(途中略)---

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、すべての重要な点において、契約書第X条に定められている財務報告に関する取決めに基づいて作成されているものと認める。

#### 財務諸表の作成の基礎並びに配布及び利用制限

注記Xに記載されているとおり、財務諸表は、上記の契約書第X条において定められている財務報告に関する取決めに基づき匿名組合出資者に提出するためにABC合同会社により作成されており、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

本報告書は、ABC合同会社と匿名組合出資者である〇〇株式会社及び△△株式会社のみを利用者として想定しており、ABC合同会社及び当該匿名組合出資者以外に配布及び利用されるべきものではない。---(以下略)---